

平成30年(2018年)4月6日
教育委員会資料
教育委員会事務局子ども教育経営担当

中野区教育委員会告示第2号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第13条第2項の規定により、中野区教育委員会教育長に事故があるとき又は中野区教育委員会教育長が欠けたときにその職務を行う中野区教育委員会委員を下記のとおり指名する。

記

1 職務代理者

中野区教育委員会教育長職務代理者（第1順位）

伊藤 亜矢子

中野区教育委員会教育長職務代理者（第2順位）

渡邊 仁

2 職務代理者の指名日

平成30年（2018年）4月1日